
TMI 特別セミナーのご案内

「施行直前！英国ECCTAに基づく詐欺防止不履行罪の概要と 実務上求められる対応チェックリスト

ー政府ガイダンスを踏まえ既存の英国コンプライアンス体制を活かすー

配信日時: 2025年6月10日(火) 10:00～同年8月29日(金) 16:00

視聴時間: 約60分(予定)

開催方法: Vimeoによるオンデマンド配信

※オンデマンド配信ご利用にあたっては[こちら](#)の注意事項をご一読の上お申し込み
ください。

※視聴用URLは、配信日までに、お申し込み時にご登録いただいたメールアドレス
宛にお送りいたします。

講 師: TMI総合法律事務所 工藤明弘 パートナー弁護士
山下 翔 弁護士

参加費: 無料

TMI総合法律事務所では、主にクライアント様を対象に情報提供の場として、無料にて特別セミナーを開催しておりますが、今回は「施行直前！英国ECCTAに基づく詐欺防止不履行罪の概要と実務上求められる対応チェックリストー政府ガイダンスを踏まえ既存の英国コンプライアンス体制を活かすー」と題するセミナーを開催いたします。

経済犯罪及び企業透明化法(Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023)は、経済犯罪に対応し、企業の透明性を高めることを目的として、英国で2023年に成立し、2024年から段階的に施行されています。同法は、経済犯罪に対応するため英国会社登記局(Companies House)に強力な権限を認め、また会社登記簿に記載されている情報の正確性を担保するため様々な措置を規定し、英国の登記実務に多大な影響を与えることとなります。

加えて、同法では、本年9月1日から施行が予定されている詐欺防止不履行罪(Failure to Prevent Fraud)という新たな条項を創設しています。詐欺防止不履行罪では、会社が同法所定の詐欺罪を防止するための合理的な措置を講じていない限り、自社に関連する者が会社に利益を与える意図等で犯した詐欺罪について、会社が当該詐欺罪に関与又は認識していない場合であっても、会社に犯罪を成立させる内容となっています。そのため、同条の要件を満たす場合には、英国の子会社等が犯した詐欺罪について、日本の親会社に対しても同条に基づき責任が追及されるリスクがございます。

本セミナーでは、2024年11月6日、英国政府が公表した詐欺防止不履行罪に関するガイダンスに基づき、また弊事務所の英国コンプライアンスでの実務経験を踏まえて、同法で規定する詐欺罪を防止するための合理的な措置をいかに効率的に実施することができるかについてご紹介いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【概要】

1. 経済犯罪及び企業透明化法の概要
2. 詐欺防止不履行罪について
 - (1) 適用対象
 - (2) 同法で規定する詐欺罪とは
 - (3) 会社に利益を与える目的とは
 - (4) 域外適用
3. 詐欺罪を防止するための合理的な措置と認められるために採るべき対応
4. 英国の他のコンプライアンス規制との関係

【講師紹介】

工藤 明弘

<経歴>

- 1997年 3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 2006年 10月 第一東京弁護士会登録
アシャースト法律事務所・東京オフィス勤務
- 2012年 9月 アシャースト法律事務所・ロンドンオフィス勤務
- 2014年 9月 英国弁護士ソリシタ資格登録、アシャースト法律事務所・ブリュッセルオフィス勤務
- 2016年 11月 アシャースト法律事務所・ロンドンオフィス勤務
- 2020年 2月 TMI Associates London LLP 勤務
- 2022年 1月 カウンセル就任
- 2024年 1月 パートナー就任

山下 翔

<経歴>

- 2011年 3月 早稲田大学法学部卒業
- 2013年 3月 慶應義塾大学法科大学院修了
- 2014年 12月 東京弁護士会登録
- 2015年 1月 TMI 総合法律事務所勤務
- 2023年 5月 ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)
- 2023年 10月 ロンドンのシモンズ・アンド・シモンズ法律事務所勤務
- 2024年 7月 TMI 総合法律事務所復帰、ロンドンオフィス駐在

【申込方法】

以下の、本セミナー専用申込ページより、申込をお願いいたします。

申込期間 : 2025年5月19日(月)10:00~同年5月30日(金)17:00

本セミナー専用申込ページ : <https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/27484>

※配信中の質疑応答はお受け付けできませんので、何卒ご了承ください。

※録音・録画はご遠慮ください。

※恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含む)の参加はご遠慮ください。

※ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、個別にご連絡することなくご視聴をお断りする場合がございますので予めご了承ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所

担当: 柴田、小橋、舘山

電話: 03-6438-5511(代表)

e-mail: seminar_UK_ECCTA@tmi.gr.jp